

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策

漁業協定に基づく規制の強化、漁業交渉による漁獲割当の変動等

漁業離職者の発生

離職者が船員となる場合、法第6条の2の特例規定に基づき、国土交通省（地方運輸局）において、職業訓練に係る特別の措置、漁業離職者求職手帳の発給、就職指導及び就職促進手当等の給付金の支給（※）を実施している。

※内容は厚生労働省（公共職業安定所）による支援とほぼ同様

< 漁業離職者に対する支援 >

第4条

漁業離職者求職手帳の発給

第3条

職業訓練の実施

第5条

就職指導の実施

第6条の3
職業転換給付金の支給

求職者に対して支給

○就職促進手当

（求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金）

○訓練手当

（訓練受講期間に支給される給付金）

○求職活動支援費

（広範囲の地域にわたる求職活動等に要する費用に充てるための給付金）

○移転費

（就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金）

○就業支度金

（公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金）

< 事業主に対する支援 >

事業主に対して支給

○職場適応訓練費

（作業環境への適応を促進するための給付金）

○特定求職者雇用開発助成金

（就職困難者の雇い入れを促進するための給付金）

再就職